

社会福祉法人田原本町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人田原本町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、その費用を弁償する。弁償額は、評議員会に出席するために要した交通費、車輛燃料費（以下、「交通費等」という。）に相当する妥当な額とし、年額1,000円以内とする。

2 交通費等の実費が、前項の費用弁償額を超える場合は、当該交通費等実費を支給するものとし、この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 評議員が、その職務のため、研修会に参加したときは、その費用を弁償する。弁償額は、研修会に参加するために要した交通費等実費とする。

(支給の方法)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する費用弁償については、通貨をもって毎年度末までに、本人に支給する。

2 前条第3項に規定する費用弁償については、通貨をもってその都度、本人に支給する。

3 費用弁償費の支給に際しては、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年2月27日より施行する。

2 社会福祉法人田原本町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程（平成29年4月1日）は廃止する。